

速度取締り指針

令和6年1月
柳井警察署

速度取締り重点路線

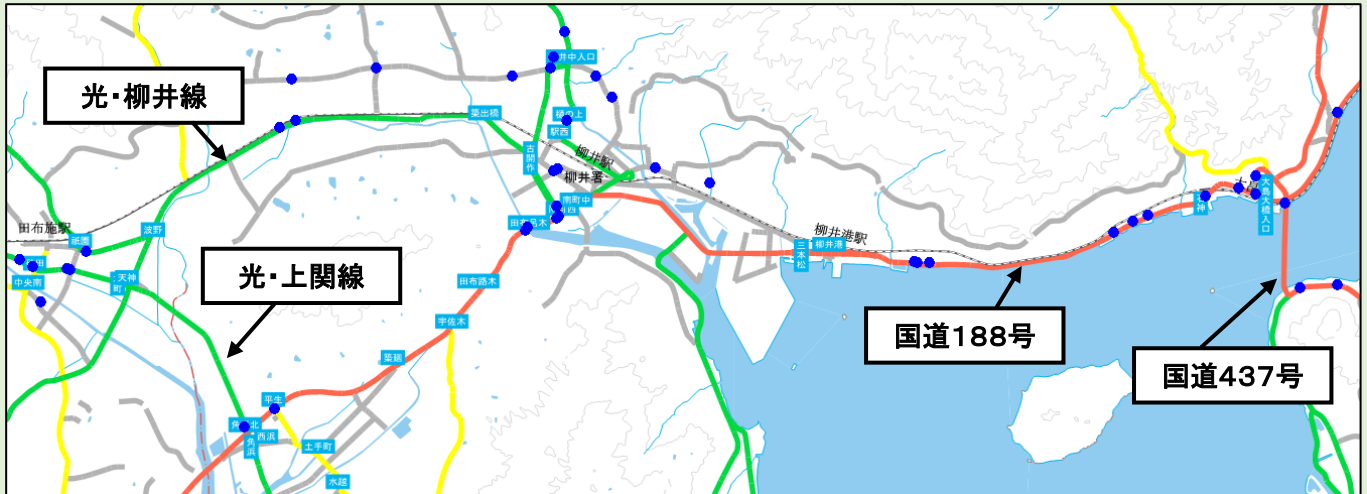
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道188号	6:00~16:00	柳井市・田布施地区	50km/h
国道437号	6:00~16:00	周防大島町地区	50km/h
光・柳井線	8:00~18:00	柳井市・田布施地区	50km/h
光・上関線	8:00~18:00	田布施・平生町地区	50km/h

- 重点路線の国道及び県道で人身事故が多発しており、同路線での実勢速度を抑止する必要があります。
- 生活道路での取締り要望もあるため、市道での速度取締りを継続して強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※ ● ~ 人身事故発生場所



- 人身事故件数は、国道では上半期よりも増加しましたが、県道、市町道では減少しました。
- 幹線道路、生活道路での交差点関連違反及び横断歩行者妨害違反の取締りを継続して実施した結果、上半期よりも交差点での人身事故や道路横断中の人身事故は減少しました。

その他の交通指導取締り

- 交通事故の主原因である交差点関連違反や横断歩行者妨害違反の取締りを強化します。
- 通学路の安全確保のため、学校周辺の登下校時間帯の取締りを強化します。
- 人身事故多発場所での各種交通指導取締りを継続して実施します。